

様式第12号

保有個人情報訂正請求書

柏市議会議長 宛て

訂正請求日	令和〇年〇月〇日
住所又は居所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
(ふりがな) 〇〇 〇〇 氏名 〇〇 〇〇	
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

コメントの追加 [(1): 自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる

コメントの追加 [(2): 訂正請求をする日付を記載。

コメントの追加 [(3): 代理人による開示請求の場合は、代理人のものを記載。

コメントの追加 [(4): 代理人による開示請求の場合は、代理人のものを記載。

コメントの追加 [(5): 代理人による開示請求の場合は、代理人のものを記載

柏市議会個人情報保護条例（令和5年柏市条例第10号）第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	令和〇年〇月〇日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	〇〇〇〇	
訂正請求の趣旨及び理由	趣旨	〇〇〇〇
	理由	〇〇〇〇
代理人が開示請求する場合における本人の状況等	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の氏名	(ふりがな) 氏名
※法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。	本人の住所又は居所	〒 (電話番号)

コメントの追加 [(6): 訂正請求は保有個人情報の開示請求を経ている必要がある。その際の開示決定通知書に記載されている決定通知の日付を記載。

コメントの追加 [(7): 決定通知書に記載されている決定通知の保有個人情報の内容を記載。

コメントの追加 [(8): 「〇〇を△△に訂正せよ。」、「〇〇を削除せよ。」などのように開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の訂正（追加又は削除を含む。）を求めるのが明確になるように記載。単に、「〇〇を訂正せよ。」という記載では、訂正の具体的な内容が明確でないことから、補正を求める。

コメントの追加 [(9): 明確かつ具体的であることが必要。保有個人情報の「内容が事実でないと思料する」場合に行われるものであることから、事実ではなく評価や判断の内容については、訂正請求の対象外。

コメントの追加 [(10): 代理人が開示請求する場合のみ記載。請求者本人が直接請求をする場合は記載不要。

	本人確認欄	<p><請求対象者本人の本人確認書類> ※郵送による請求の場合は写し</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><郵送による請求の場合に追加で必要な書類> ※開示請求日前 3 0 日以内に作成したもの</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の写しの原本</p>
	本人確認等	<p><代理人の本人確認書類> ※郵送による請求の場合は写し</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証 (住所又は居所の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 (住所又は居所の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 個人番号カード (住所又は居所の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><請求資格確認書類 (法定代理人) > ※写し不可 ※開示請求日前 3 0 日以内に作成したもの</p>
	代理人 請求資格 確認欄	<p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><請求資格確認書類 (任意代理人) ></p> <p><input type="checkbox"/> 請求対象者の本人確認書類の写し 及び <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><郵送による請求の場合に追加で必要な書類> ※代理人のもの ※開示請求日前 3 0 日以内に作成したもの</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の写しの原本</p> <p>※開示を受ける前に代理人としての資格を喪失した場合には、柏市議会個人情報保護条例施行規程 (令和 5 年柏市議会訓令第 2 号) 第 1 0 条第 4 項の規定により、その旨を書面で届け出なければなりません。</p>
担当部署	柏市 議会事務局 課 担当	

コメントの追加 [(12): 本人確認書類で確認した書類をチェックする。
 原則、写しを取ること。
 (個人番号カードの場合は、個人番号の箇所を取得しない形でコピーを取る)
 ただし、写しの同意を取れない場合は、本人確認書類に記載されている番号、発行者名等を記載。

コメントの追加 [(13): 住民票の写しの写しは不可

コメントの追加 [(14): 法定代理人による請求は、
 ①法定代理人の本人確認書類
 ②法定代理人であることを証明できる書類
 以上が少なくとも必要

任意代理人による請求は、
 ①任意代理人の本人確認書類
 ②委任者からの委任を受けているものを証明できる書類
 以上が少なくとも必要
 ③請求者本人の本人確認書類
 については、委任状の真正性の確認のためのもので法令上の義務ではない。
 なお、法人による申請の場合は、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド (行政機関向け)」6-1-2-2 本人確認の末尾付近を参照。

コメントの追加 [(11): 本人確認等で不明なことがあれば「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド (行政機関向け)」6-1-2-2 本人確認を確認。

コメントの追加 [(15): 複数の課にまたがる場合は、全て記載